

## 子ども・子育て支援新制度に係る協力要請について

### 1 要旨

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的とした子ども子育て支援法に基づく新たな制度として、いわゆる「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から開始されることとなった。

新制度の施行に伴い、市町村が域内の全ての教育・保育ニーズを把握して、基本的には幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育施設や地域型保育事業に対し「施設型給付」「地域型保育給付」として財政措置が行われることとなり、子育て支援の実施主体としての市町村の重要性はますます高まることとなる。

本年度は新制度への円滑な移行に向けた準備の年となることから、次の点について広く自治体の関係部局を含めた協力をお願いしたい。

#### （内容）

### 1 新制度の準備、事業者等への制度周知について

現在、市町村におかれては、子育て家庭における保育ニーズの集約と計画的な教育・保育の提供に向けた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を始め、家庭的保育等の地域型保育事業の認可基準や放課後児童クラブの設備運営基準に係る条例の制定など、新制度への移行のための諸準備に精力的に取り組んでいただいている。

子ども・子育ての支援は、子どもや親への支援にとどまらず、自治体においては少子化対策、長期的な地域の活性化のための重要な施策であり、福祉・教育担当部局のほか、住民担当、広報担当部局にも働きかけていただき、新制度への準備に加え、国、県とともに、事業者や保護者をはじめとした住民の方々への積極的な広報による制度の周知等に努めていただきたい。

### 2 私立幼稚園との連携の強化について

本年 5 月に、幼稚園、保育所等への財政措置の基準となる「公定価格」が政府から発表され、私立幼稚園はこれらを勘案しながら、新制度の給付対象に移行するか、現在の私学助成を受け続けるかを選択することとされている。

また、移行することとした幼稚園には、平成 27 年度から市町村が施設型給付費を給付するとともに、指導監督を行うこととなるなど、市町村と幼稚園の関係は、現在よりも密接なものとなることが想定される。

このため、市町村におかれては、本年度、各幼稚園における子どもの利用状況や各幼稚園経営者の意向の把握等に努めていただくとともに、私立幼稚園からの照会を受け付ける窓口を設置・明示するなど、円滑な意思疎通が図られる体制を確保いただきたい。

【お問合せ先】

少子化・子育て支援担当（菊地） 電話 019-629-5456